

第2回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

議事録

◆日 時 平成18年3月26日(日) 13:30~16:30

◆場 所 吉野町中央公民館 第3・4研修室

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田垣内 進一	神習教大台ヶ原大教会 教長 (ご欠席)
田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師 (ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局 三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	杉本 和也 調整員
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財)グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	本間 康之 課長
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	前 圭一
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長

奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	池川 敏男 課長
日本山岳会関西支部	篠崎 仁 理事
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師
吉野熊野観光開発(株)	仲川 勝敏 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

(以上敬称略)

<事務局>

環境省	
近畿地方環境事務所	出江 俊夫 所長 小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐
吉野自然保護官事務所	熊代 哲 自然保護官
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

◆議 事

- (1) 西大台地区利用適正化計画について
- (2) その他

◆議事録(会議は公開で行われた)

■挨拶(環境省近畿地方環境事務所長)
(省略)

■出席者紹介・資料確認
(省略)

■議事

長嶋座長:

皆様お忙しいところお集まり頂きありがとうございます。

今回は第2回目の協議会です。前回は総論賛成というところでしたが、いよいよ具体的内容についての検討となりますので、よろしく願い致します。

本協議会は、西大台地区に「利用調整地区」を指定するため、利用のあり方などを定める「利用適正化計画」の作成について協議するとともに、制度の円滑な実施協力に向け様々な関係者の合

意形成を図る場でございます。

構成員の方々には、利用調整地区の指定に向け、またその先の円滑な実施協力に向け、具体的かつ前向きな発言を期待しています。

また本協議会は、関係行政機関や地元関係団体、専門家、さらに公募により選考された団体など多数の関係者から構成されておりますが、構成員はみな同じ立場でありますので、みなさまには積極的かつ忌憚のない発言をお願いいたします。

なお、本会議は長時間となることから、途中、15時頃に一度休憩時間を設けたいと思っております。

それでは環境省より利用適正化計画（素案）についての説明をお願いします。

（事務局より資料1「西大台地区利用適正化計画（素案）」、参考資料1「利用状況に関する補足資料を説明）

長嶋座長：

本日は6つの項目について議論をしなければなりません。確認しますと、区域、期間、利用人数、利用方法に関する規程、管理運営体制、モニタリングという項目です。

前回指摘頂いたようにあまり膨大な資料では議論できないということで、整理された資料となっております。

最初にこのうちの1の区域と2の期間の議論をしたいと思えます。基本的に地区については大筋で確定に近いところまでもっていければと思えますが、今日はじめて聞いた方もおられるかもしれませんので、そのところも含めて皆様のご意見を頂きたいと思えます。

では区域と期間をまとめて議論したいと思えます。利用人数、利用方法に関する規程、管理運営体制、モニタリングについてはこの議論が終わった後で議論したいと思えます。

今日は皆様にできるだけ多くの意見を頂きたいと思えます。

奈良県農林部森林保全課・杉本

資料1と別紙の着色部分の区域が若干異なっているように見えるので確認願いたい。また、④～③の区域など県有地を含まない形をお願いします。

環境省：

2つめの点については全て環境省所管地を想定しています。1つめの点については着色の区域が若干異なっている箇所があるかもしれませんが囲みに示した概念を図示したものであります。

森と人のネットワーク・奈良・岩本：

東ノ滝から、⑤～⑥にかけてシオカラ谷を境界線としていると思えますが、ここは実際に利用できる状態ではありません。ここに入ろうとすると滝見尾根を入っていかなければ利用できないと思えますが、どういう意図でこの線を設定したのでしょうか。

環境省：

まず⑤～⑥の線は基本的に土地の所有境界ではあり、北側が環境省所管地ではありますが、そこが

ちょうどシオカラ谷の沢沿いになります。沢沿いの利用者をどう扱うかという点に関して、利用調整の対象としないということで河川敷を除く設定としています。

長嶋座長：

今の沢登りの取り扱いについて山岳会の方なにかご意見ありますか。

奈良県山岳連盟・梅屋：

原案でよいと思います。

上北山村地域振興課・中崎：

区域設定について、当然上北山村の村有地と接する境界が出てくると思いますが、実施の際には現地での相互立会いの形をお願いします。

次に先日地元で村民に30名ほど集まって頂いて、その中で環境省からこの区域案に近い形で説明を頂きましたが、そのなかの意見として、「いわゆる三津河落山のほうにツアーで多くの人が立入っているのが現実であります。この際あわせて規制してはどうか」という村民からの意見があったということをお伝えしておきます。

長嶋座長：

ありがとうございます。境界の立会いの件は資料1の1頁の一番下にも書いておりますので、きっちりやってくれると思います。ほかにあればどうぞ。

奈良県山岳連盟・梅屋：

質問であります。先ほどの村からのご意見は、ツアーそのものも規制すべきという意見でしょうか。

上北山村地域振興課・中崎：

ツアーを規制すべきという意見ではなく、ドライブウェイから北側の三津河落山も含めて利用調整地区にしてはどうかという意見であります。

環境省：

今の意見に関して、ドライブウェイの北側の部分については、必要性等は認識していますが、実際に管理するにあたり、利用調整地区の中をドライブウェイが通過することになると管理しにくいということがあり、将来的には北側の三津河落側のエリアに関しても、長い目で見ては検討していきたいと考えていますが、今回はまずできるところから進めたいと考えております。

長嶋座長：

これは、別の利用対策部会場で、より質の高い利用という点で考えていくべき項目だと思いますので、ぜひ配慮したいと思います。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

質問でありますがバッファゾーンはないのですか。

環境省：

法制度上、そういう仕組みはありません。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

イメージであります。境界管理のために柵、制札等の設置を検討とありますが、ドライブウェイ沿いなど道と接している部分が多いので、そこに柵が並んでいるのは不自然に感じます。バッファゾーンを設定して道路との境界からなかに入った部分に柵を設置することも一つの方法だと思います。

上北山村漁業協同組合・金山

できるところからやるという考え方ではなく、大台全体を考えるなか、法律でこれをやるのであれば思い切ったことをやっていただきたい。

長嶋座長：

ここにいる方の恐らく7割が同じ思いだと思います。しかし、技術的に誰がどうやるのかというときに、できないことを約束することはできません。体制の確立ができないことは他の方法で補うという形で対処せざるを得ません。特に法律的な処置となると責任を伴うので、管理できないものをやると言うてしまうと後が大変になることがあります。

環境省近畿地方環境事務所長：

しっかりやれという意見に対しては非常にありがたく思っています。ただ、ここに法規制をした場合、知らずに立入っても一応罰則のある規制であります。

実はこの450haの延長を仮に四角形として考えると8キロの延長になります。この延長を管理することになりますが、これをどのように実現していくかは難しい課題だと思っています。そういうなかで、道路が入っていて、実態として例えば写真を撮りたいときなど、どこからでも入れるのが道路でありますので、特に重要に管理しなければならないのが道路との境界であります。それが両側になるというのは相当に難しい部分をもっています。先ほどの「できるところから」という発言は、そういうことも含めてご提案させていただいているものであります。ドライブウェイより北側の部分は今後の課題としていろいろな呼び掛けとか、今も看板の設置もしていますが、そういうこともあわせながら進めていきたい。従って、基本的にドライブウェイの北側も含めるべきと言うて頂けることは非常に心強い意見であります。

長嶋座長：

ほかにあればどうぞ。基本的にはこの線で決めて行きたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

長嶋座長：

では次の期間についてはいかがでしょうか。

森と人のネットワーク・奈良・岩本：

今は実行されていないようですが、冬場にドライブウェイを通してスノーツアーを計画している団体がいくつもありました。「冬場は利用を調整する必要は認められない。」と言い切ってしまうのは問題であります。

長嶋座長：

年度ごとに定めるとありますので、実態が伴った場合は期間については調整することもあり得ると思います。一方で消極的な理由として管理上の問題からそうなっている側面もあると思います。

田村：

岩本さんのご意見は規制ではなく禁止すべきという意味でしょうか。「利用を調整する必要は認められない。」という表現は規制の意味からの表現であると思います。確かに表現が断定的すぎますが、逆に環境省が冬場に管理することは今の体制ではできません。また、冬場に5人、10人が利用しても規制する必要はないでしょう。もちろん50人、100人が入ることになれば問題であります。

環境省近畿地方環境事務所長：

今回、夏季の調査対象としている期間にたくさんの人が集中して、雰囲気壊しているとか、自然の植生を壊していたり、歩道の荒廃が見られるとか、そういう問題点に立ってスタートしているので、今回はそれをコントロールするためにどの期間を対象にすべきかという範囲で議論いただきたい。冬の問題はまた別の次元で、他地域ではスノーモービルの乗り入れが問題になっていて、それを規制するとか、冬に課題になっているところに対してやるべきことはありますが、今の議論は夏の利用に対して、どうしたらよいかたちでコントロールできるか、そのためには期間は4月から11月の範囲でスタートさせていただきたいということであります。

表現の問題については適切でないところは修正させていただきたいと思いますが、趣旨としてはそういう意味であります。

長嶋座長：

ほかに意見はございますか。なければ次の項目に移りたいと思います。

利用人数の適正化の方法ですが、本日は人数を定めることが目的ではなく、どういうふうを考えるべきかについて皆様の意見を伺い、これに基づいてできれば次回には人数を定められるようお願いしたいと思います。また、ここに整理されているような概念以外にさらに考えるべき項目があればお願いします。

田村：

資料1の5頁の上から1～3行目についてです。私は利用対策部会等で大台ヶ原の利用に関しては量の規制だけではダメで質の向上も必要であり、これを両輪として進めることを言い続けてき

ましたが、これは先の話であります。現在は量の拡大によって生態系が悪い影響を受けているから規制しましょうというのが制度の発端であり、基本精神であります。従って、現時点でこれを掲げる必要はありません。実際に大台の質の向上が図られる時は、5年や10年でできるものではないと思います。また、本当に質の向上が図られた時点ではむしろ規制は取り払ってもいいと思います。現時点では質の向上が図られないから量の規制と質の向上を同時に図るものであると考えます。

環境省近畿地方環境事務所長：

前回のご議論でも出たところでありますが、今、ピークのコントロールをしようとしています。利用者の集中しているピークが分散して、1日あたりのインパクトがあまりないような状態に収まっていったら、平日も含めてうまく少人数で利用していただいたとしたら、結果として今の総入込数を越えることもあるかもしれない。従って、量のコントロールをしないとか、必要としないという意味ではなく、1日あたりの量をコントロールしていったときに、結果としての総量が増える可能性があることを頭から否定するものではないということを理論上の整理として示したものでありますが、説明不足でありました。

田村：

今回の規制は総量規制ではないのですか。手段は1日あたりなどいろいろありますが、目的は総量規制ではないのですか。

環境省近畿地方環境事務所長：

当然、増やすことが目的ではありません。しかし、結果として総量が増加する可能性を全く否定するものでもありません。規制のベースは1日あたりの利用者数であり、今までの議論は年間の総量を減らさなければいけないという議論ではなかったのではないのでしょうか。

田村：

私が伺いたいのは環境省の考えです。今の5千人が6千人、7千人と増加してもいいのですか。

環境省近畿地方環境事務所長：

それが望ましいとっているわけではありません。今目指すべきは1日あたりのインパクトをどう減らすということではないでしょうか。

田村：

1日あたり上限値を決めて日数をかければ今の総利用者数よりも増えるのではないですか。

それを伺っているのです。環境省の量的規制は何を目指しているのですか。

私は総量規制だと思っています。時間的に集中して生態系が破壊されているというのも一つの言い方です。しかし、全体としての人数による生態系の圧迫も一つの言い方であります。しかし生態的圧迫については科学的な判断材料がないということになっています。例えば歩道にバイパスができるのは恐らく密度の問題であると思われまます。しかし、トータル5千人で生態系に影響がないとはいえないと思います。

今論じているのは生態学の話をしているのではなく、行政としてどう判断されるのかを聞きたいのです。

環境省近畿地方環境事務局長：

総量がいたずらに増えていくことは良くないことだと思っています。しかし、まず一義的なターゲットはピークを減らしながら快適な利用、雰囲気のある利用、インパクトの少ない利用をしていただくことであります。

その次の議論として総量についてであります。増やしてもいい、望ましいということではありませんが、結果として、増加する可能性について全面的に否定しているものではありません。

田村：

この問題は極めて重要な問題であります。率直にいうと、村の方は総量が増えることを望んでいると思います。だからマイカー規制にも反対しておられるのだと思います。

その村の要求は私にも理解できます。それに対して環境省としてどう考えるのかをはっきりさせないと、ここであいまいな発言をして、村の人が環境省とは別のイメージで利用調整地区によって観光客増えることを期待したとすれば、それは大変なことになるのではありませんか。その辺をはっきり言っておかないと誤解を招くことになると思います。

奈良県山岳連盟・梅屋：

この問題で重要なのは、ラッシュ規制と総量規制をリンクしてともに規制するのか、1日あたりのピークカットで規制するのか、それによってこの検討の進め方も変わってきます。極端に言えば1日のピークをターゲットに規制するのであれば年間通じて利用調整をしなくても土日だけでも足ります。従って、ここを先に議論しなければ規制の方法は議論できません。

また、これを維持するためには相当のコストがかかります。費用対効果からみても先ほど示していただいた管理、手続き等を考えても、人間の無駄であります。それだけのコストをかける意義がどこにあるかを先に議論しておくべきです。

もう1点、皆様方の話は、環境省を含めて、管理の点に重きが行き過ぎています。こういう広大な自然を相手にそもそも管理できるわけがありません。理念に基づいて決めれば、あとは人間の良心に従って相互にコントロールしていくという姿勢がなければこのような話はできません。従って管理の話はもう少し横においておいたほうが良いように思います。

西田

私は利用調整地区の考え方に総量規制を導入するのはきわめて難しいと思います。日本の各地で同様の議論がありますが、なかなか決まらないのが実情であります。現在5千人だから、5千人を越えてはならないという話ではできないし、それは極めて横暴だと思います。何を根拠にそれを決めるのだという問題があります。もう一つは基本的にそういう数値を決めていくのは、地元の意見も相当考えていかなければならないと思います。それなしに決めるのはやはり横暴であります。従って、できることと、できないことがあり、できることからするしかないのであります。

今、環境省は西大台地区でピークカットを打ち出しています。雰囲気阻害等に対して少しでも改善していこうとしています。従って環境容量は何人かという議論は難しいという観点にたつて、

少しでも改善すべくピークカットをする、そこが大切だと思います。

森と人のネットワーク・奈良・岩本：

西田先生にお聞きしたい。利用の質について、上質な利用とはなにか。我々はお客様を迎える立場なので、極端に言えば質が良かろうが悪かろうが、来て頂いたときに上手に利用していただくようにガイドするのが村のガイドの役割の一つであると考えています。つまり、こういう人なら来ていただいて結構で、こういう人はダメということを決めることができるのでしょうか。それと現実として知っておいて頂きたいのは、昨年利用者は年間15万人程であります。かつては年間30万人程であったときは、西大台にももっと利用者が多く入っていましたが、利用者の質は悪くありませんでした。その理由はブッシュが多くて脇へ入ったりする人がいなかったためです。しかし、今の西大台の利用者は非常に程度が悪いです。それはブッシュがないので、かつて入り込めなかったところに簡単に入り込めるのです。こういうことも含めて、焚き火もするし、密漁者も入るのです。

やはり深い自然体験をしてもらおうと、そのためには我々ガイドのパフォーマンスがよければよいのであると思います。先生のイメージと我々のイメージのずれがあるのではないかと思います。

西田：

質の高い利用は、理想的には深い自然体験であります。原生的な自然のなか、静寂のなかでゆったり自然体験をする。そしてきっちりマナーを守る。それは理想的には原生的自然のなかで行われるエコツーリズムであります。少人数で、ガイドが付いて、きちっと自然の仕組みや自然を理解して深い体験を行う。それは理想的であると思います。しかし、いきなり理想には近づけません。だから1歩ずつと考えています。

ご質問の意味がよく分かりませんが、良い客、悪い客を選別することは現実的にはできないのではないのでしょうか。

奈良交通(株)・池川：

質のいい客、質の悪い客はそんなに難しくないのではないのでしょうか。ゴミを捨てる客、入ってはいけないところに入る客などそういうマナーを守れない客はやはり悪い客であります。利用調整地区を指定することによって、原案ではビジターセンターで教育をしようということを謳っていますので、それを守れる客がいい客であり、そういう質のいい客に入ってもらわなければならないべきであります。

ただし、「質の向上が図られれば量が増えても問題ない」ということには私は異論があります。質の向上が図られたからといって、そう簡単に量が増えることをカバーできないのではないかと思います。

総量規制について、私は今回、オーバーユース対策ではなく原生的な良い自然を守ろうということが趣旨であるとすれば心としてはトータルの入込数を抑えるべきであると思います。ただ年間5千人と規定して5千人になった時点で立ち入り禁止するような方法は現実的ではないと思いますので、1日あたりの50人、100人という人数をしっかり抑えていけば、結果としてはそう増加しないのではないかと思います。

奈良県勤労者山岳連盟・前：

利用人数の適正化をどういう基準で考えるかは非常に難しい問題であります。少なくとも現状の西大台がオーバーユースで深刻な状況ではないと思います。しかし確かに資料にあるように複線化等の影響が生じていることも現実であります。

そういうなかで「自然を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境への影響の生じない利用密度に誘導」と書かれていますが、「自然環境への影響の生じない」ということでは利用者が全く入らないことが最もよいことになるとは思います。ここではそういうことを議論する場ではありません。しかし、どういう状態であれば自然環境への影響が最小限に抑えられるような状態と考えるのかが見えてきません。

こういう議論をするにあたって、ここでは1団体あたりの上限と1日あたりの上限として具体的に提案されていますが、関連して4ページ目にデータが示されていますが、以前、私が質問した「ツアー等が現実にはどういう利用形態になっているのか」のデータについても示された上で議論すべきだと思います。1団体について上限15名となっており、目安とする数値が書いてありますが、今後ガイドの同行を想定すれば、マイクを使って説明するわけにはいかないの、当然それくらいの10～15名くらいの数値になってくるとは思います。

環境省：

今のご質問に関しては参考資料1にヒアリング調査結果及びカウンター調査結果による利用動態を整理しておりますので、あわせてご覧頂きたい。

長嶋座長：

事務局から補足説明いただきたいが、利用調整地区指定にあたって上限人数等については審議会の諮問事項ではなく、年度ごとに定めるような形も可能だと思います。そういう事後にも調整可能であるということも前提にして議論してもらえば、先ほどのような総量なのかピークカットなのかという議論においてもどこを議論すべきかという論点が変わってくるので、そういう技術的なことについて説明頂きたい。

環境省：

総量規制かピークカットかという点に関しては、これまでの議論ではピークへの集中が問題なのでそこを何らかの形で調整するという考え方があったかと思いますが、その点に関してはまだ議論があるところであります。最初に説明させて頂いたように、人数に関しては50人がよいのか100人がよいのかという根拠を科学的に示すことは極めて困難であるという前提があります。これについては実際にやってみて、問題が生じれば見直しをするというように試行錯誤的に検証を繰り返しながらする仕組みにすべきものであります。告示についても一度決めてしまえば未来永劫その数値で行うものではなく、実際にやってみて、単位としては年度ごとが適当であると思いますが、同時にモニタリングを行い、利用に対してはアンケートで本当に自然の静寂性が確保されていたかどうかを確認する、また自然環境に対する影響がみられれば、何らかの対応を行う。このように毎年モニタリングを繰り返して人数についても必要に応じて見直していくものと考えていただければ結構でございます。

長嶋座長：

基本的にはピークカットが必要であるという認識については皆様、共有できるものであると思います。総量についてはいろいろな意見があると思います。しかし、今日決めてしまえばずっとそれでいくというものではありません。

従って基本的な理念としてどう考えるかというところでご意見を頂きたい。

原則論を考えて頂ければ、実際の運用ではモニタリングしながらこういう協議会で毎年見直しするというのであれば、深刻な事態にはならないと思います。

大台ヶ原パークボランティア・山本：

利用調整地区については当然量の問題であります。利用調整地区を指定する一つの意味・目的としては、自然とのふれあい、自然との取り組み方、接点、そういう意識を変えていくきっかけになると思います。今までは国立公園・国定公園には自由に出入りできましたが、それが大台ではじめて利用調整地区がスタートすれば、事前に認定を受けてから立入るという一つの行為が必要となってきます。そういう行為をするということは、それだけ入込む自然は非常に貴重で、国民の財産である、そういう貴重な自然に入るために、そういう手続きをするのだという、意識改革につながっていけば非常に有意義であると思います。

上北山村地域振興課・中崎：

1団体あたりの上限人数について、今後、特例についても議論いただきたいと思います。例えば、西大台で貴重な自然が残った地域について学習の場として子供たちに利用させたいときに、その人数が50人であったときにどうするのかということも今後ご検討いただきたい。

長嶋座長：

資料には1団体とありますがこれは1グループとすべきではありませんか。

環境省：

参考資料1の2頁に55名の団体が入山しています。この団体はもともと92人のグループを東大台と西大台の2班に分けていますが、こういう形でうまく分散させていく趣旨では一致していると思います。

横田：

利用人数の上限については非常に難しい問題ですが、これまで議論されてない点に触れたいと思います。

1つは基本的に西大台地区の周回線歩道の利用を前提としていますが、西大台地区のここだけを歩くのが本当に良いのかという疑問があります。というのは西大台には他にも本当にきれいな場所があります。そういう所もガイドを付けて歩くということも視野に入れていいのではないのでしょうか。このルートだけを本当に毎日100人が歩けば自然は相当あれだと思いますが、例えばこのルートは1日50人までにして、ガイド付きは別のルートを歩くことも認定されるようなことも検討されてもよいのではないのでしょうか。

もう一つは、植物生態学の立場からの意見であります。春先の植物が芽吹く時期は非常に植物

は敏感であり、その時期に大量に人が入り込むと、その影響は当年中続きます。例えば東大台で木道をつくったとき、春先の時期に迂回路を作っていたはずですが、その迂回路はいまだにふさがっていません。春先に歩くと影響を受けやすいのでその時期については気をつけるということも付帯事項で考えておくべきであります。

田村：

私は質高い利用とは何か。それは言い出せばきりがなし、常識のレベルでよいと思いますが、「静寂性」は極めて重要なファクターだと思っています。外国の国立公園では静寂性を極めて重視しています。原生的自然のなかで里山等の自然と異なる大きなファクターは静寂性だと思えます。そういう意味で、村の振興課長さんからご提案があったことはご提案の限りにおいては納得できますが、たとえ50人がいかに小学生であって、やはりそこは分散を学校で考えたいと思います。本当に50人が一斉に入らなければならないのかということは、観光バスも含め、いかに学習のためであれ、あまり良くないのではないかと思います。

次に横田先生がおっしゃった新しいルートを開拓すればというご提案については理論的には賛成であります。そういう意味では三津河落のほうはすばらしい自然を有していますが、なんせ真ん中にドライブウェイが通っているので、ひとつの区域にまとめることができません。例えば中央審議会に通すときに、利用調整地区の真ん中にドライブウェイが通っているのは説明しきれないと思います。原案では隣接していますがドライブウェイは外していることは極めて説得力があります。漁業組合長さんがおっしゃるようにつにするのであれば、ドライブウェイを経ヶ峰まで後退させ、そこに駐車場をつくって奥は全て利用調整地区にすれば世界に誇れるものになる、そう思います。

長嶋座長：ありがとうございます。3時になりましたので10分間休憩を挟みたいと思います。

(10分間休憩)

長嶋座長：

先ほどの議論の続きをしたいと思います。

量と質の問題をどうかんがえるかという議論がありました。そこでは質を高めることで環境へのインパクトを下げようということについては異論のないところで、それをどうふうにするかという認識のところでもまだまだ議論する必要があるということでありました。

それから量についてはピークをカットすることについては皆さん異論がなかった。そのときに、量をどこでとるのかというところで、年間の入込総量について考慮するのかどうか、というところでいろいろな意見を頂きました。しかし、年度当初に総量を規制してそれを管理できるものではないという意見もでした。

それについても年度ごとに見直しながら環境とのインパクトを考えながら調整していくことも技術的に不可能ではないということですので、総量を考えるからといって、具体的な管理が、あるいは何らかの支障が短期に現れるものではないということ、しかし、基本的な考え方を皆さんに整理しておいて頂かないと、具体的に決まりませんので、皆さんの意見をさらに頂きたいと思えます。

先ほどの皆様から頂いた意見のほかに総量をどう規制するのかということは、管理との関わりも

ありますし、例えば3頁の3)に時間帯別の上限を設定するのか、あるいは区域ごと、利用形態ごとに利用者の上限があるのか、それから団体の上限ではなく、1ガイドあたりの人数という表現もありうるが、それと関係してガイドとか、その同行についてはどう考えるのか。今すぐに地元を含んだガイド認定制の体制が確立されないなかで当分どうするのかという問題も出てくると思います。それから注意事項等の周知徹底の方法について、事前レクチャーが本当にできるのか、どうするのか、それ以外の例外について設ける必要があるのか。これらについても皆様からはいろんな意見があると思います。

基本的には細かい話もあると思いますが、今日は根本的な考え方を整理していきたいと思いますので、そのこともお願いしたいと思います。

それから今後の管理運営体制についてどのような団体、どのような巡視体制をつくっていくべきか、さらにはモニタリング、これらはそれぞれに分けて考えられない問題ですので、あわせて皆様からのご意見を頂きたいと思います。

上北山村漁業協同組合・金山：

ドライブウェイから違法に入山する人の管理体制をどうするのかお聞きしたい。環境省はこういう利用者を徹底的に取り締まるのですか。

環境省：

事前に申請するとき利用するルート申請してもらうことになっております。その申請ルートから外れることも違法になりますし、申請せずに入ることも違法であります。そのためには巡視の体制を整える必要があると考えております。

奈良県勤労者山岳連盟・前：

関連して7頁に罰則規定があると書いていますが、具体的内容を教えて頂けますか。

環境省：

法律上は六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金となっております。

環境省近畿地方環境事務所長：

どの程度厳密性をもって当初から区域を管理していくかという部分について、まず、念頭に置かなければならないのは450haの広大な区域を対象にして、非常に長い延長を持つことから、ある意味、しっかりとこういうことを周知をし、利用者のモラルにゆだねざる得ない部分が残るものだと考えております。例えば、似たもので考えれば、鳥獣保護区は、その中では銃を撃ってはいけない、その外では銃を撃ってもよいという区域があります。そこでは、ここからは鳥獣保護区であるという看板を設置して、できるだけわかりやすい境界を設定することから始まり、例えば道路界とか分かりやすい河川界を設定し、その引いた線を地図にして狩猟者に配ります。そして現場においてはここが鳥獣保護区であることを示す赤い看板の設置と区域の範囲を示す看板で明示しつつ、ある部分は狩猟者の良心やマナーにゆだねつつ間違いが起こらないようにやっています。

一方で、物理的に制限しようとするれば、高い柵を設置すれば確実であります、こういう場所に

馴染む方法ではないという議論があります。このあたりの組み合わせを考えながら、例えば、非常に紛らわしいところで、集団施設地区と接していたり、駐車場など多くの人が利用するところには物理的に境界を示すことも必要になるかもしれませんし、一方で、川沿いや人の入らないところについてはもう少し柔らかい方法が考えられます。そういう組み合わせでいくのではないかと考えています。

それから罰則の話が出ましたが、それは罰則のあるどんな法律でも同じであります。全ての違反者を取り締まっているかといえばそういうものではありません。しかし、周知をし、そういうことが起こらないようにする努力をしていくことと、平行して取り締まりについても考えていく必要があると思います。しかし、パトロールについては全て私たちの職員だけでやるのは現実的に無理であると考えていますので、資料にもあるようにいろいろな方の協力を頂きながら進めていく必要があると考えております。

長嶋座長：

金山さんの質問の件に関して、資料1の一番下に「境界管理のため柵、制札等の設置を検討」とあります。次に7頁に「認定者に対して、利用調整地区内において常に見えやすい位置に認定証を掲示しておくことを義務付ける」とあり、これは違反者のチェックがしやすくなります。またその下に「年に数回合同パトロールの実施」「ガイド同行の場合、ガイドに一定の役割を持たせることも要件等」とあります。そういうことも含めた対応ということだと思いますが、他にあればどうぞ。

環境省：

違反についての補足説明であります。利用調整地区に限らず公園法の違反に関しては、当然罰則ということになれば警察をまきこんでの話になります。これは極めて悪質な場合についての対応ということになります。

上北山村漁業協同組合・金山：

罰則のある法で取り締まるなら上に駐在所を作るくらいでなければ難しいのではないのでしょうか。実際にガイドが違反者を取り締まる役割を担うことは難しいし、すぐに通報できるような携帯電話のアンテナの整備も検討すべきではないのでしょうか。

長嶋座長：

精神としては理解できますが、他の機関との調整の話になりますので、これについては別途協議事項としたいと思います。他にあればどうぞ。

大杉谷自然学校・森：

申請した日にしか入れないとすると天候が悪いときでも無理に入って道に迷うようなことが生じてくるのではないのでしょうか。従って登山歩道の整備ということも考えておくべきであります。実際に西大台で雨の日に入られて迷った初心者の方もおられると思います。雨の日に迷ったらどうなるかといえば、そこに道ができてくる。そして天候が良い日にその道にまた人が入ることになる。その辺も踏まえた登山歩道の整備も必要であると思います。

環境省：

前回もご説明しましたが、西大台については基本的に最小限の整備とすることを基本方針としており、そういう場所であるからこそ原生的な雰囲気が体験できる場所でありますので、安全面からの最小限の整備については進めていきたいと思えます。

環境省近畿地方環境事務所長：

補足しますと「整備」という言葉からは今のような答えになりますが、例えば迷いそうなところに落ちた枝を×の字に立てかけておくとか、そういうきめ細かな対応もあると思えます。おしゃっているのは物理的な本格的な整備ということではなくて、迷いにくくする工夫が必要だとすれば、いろいろな工夫が可能であると思えますので、トータルのなかで対応したいと思えます。

田村：

当初に掲げられていた事柄でなぜか今回の資料では抜けているものに「利用者責任」という言葉があります。特にここは原生的自然でありますので、ガイドが付くか付かないかというのは副次的要素であり、利用者がやはり自分について責任を持つというのは大原則だと思えます。それは原生的な自然を利用するうえでの大原則であります。仮に予約して何月何日に認定を受けて来たときに雨が降っていた場合には自分の判断で諦めなければ仕方ないでしょう。その時に、雨で入れなかった利用者に対して何らかの考慮をするかどうかは、別途判断すればよい問題であります。それから雨が降って新しい道ができるという話に関して、登山道の両側にロープを張って登山道の脇へ出ないようにするような対応には私は反対であります。そうなれば東大台と同じであり、原生的景観とはいえません。

環境省：

今の自己責任という話に関連して、今回の資料では表に出ていませんが6ページの注意事項の周知徹底という項目の中で当然書くべき項目であると考えております。

もう一点は、西大台の利用に関して、ハードの整備については先ほどご説明させていただいたようなことと、これと合わせてこういう注意事項や事前レクチャーなどのソフトでの対応も行っていくことが必要であると考えております。

長嶋座長：

事前レクチャーの話は大事な話であり、特にリスクマネジメントが一番大事になってきます。これは事前レクチャーなどでは特に注意すべき事項であります。また、利用者責任についてもやはり事前レクチャーや配布物には必ず書くべき要件になると思えます。利用の質、利用の心得は、利用に伴う環境破壊、これに対して最大限配慮する責任を持つということも出てくると思えますので、具体的内容に書き込むべきことにも関わってきます。これについても、また意見があればいただきたい。

田村：

レクチャーについて、非常にレクチャーが拡散されています。一般的な登山についての注意事項、一般的なモラルについての注意事項は広範にすべきであります。認定を受けた利用者が西大台

に入るためのレクチャーは、もう少し意味が深まると思います。ビジターセンターなどでアクティブレンジャーなどがマンツーマン的にテキストに基づいて要点をきいてもらってレクチャーする。私はこれを可能であれば義務付けるべきであると考えております。認定証を郵送するようなことが書かれていますが、郵送すれば誰もレクチャーを受けないのではないのでしょうか。認定証があれば入れるのにわざわざレクチャーを受ける手間をかける人はいないのではないのでしょうか。レクチャーを義務付けしてレクチャーを受けないことには認定証を入手できない仕組みにして初めて利用者はレクチャーを受けるのではないのでしょうか。その意味でこれは現実的な案ではないと思います。何よりも基本的なものは、利用の質、要はきちんとしたレクチャーをするのかしないのか、一般的なモラルの話ではないということを区別して考えていただきたい。

環境省近畿地方環境事務所長：

レクチャーが大事なのは、おっしゃるとおりでございます。今回の利用調整地区を考えるとレクチャーが大事であるということは非常に基本的なことであると思いますが、実際の利用時間をカウンターのデータでみると朝5時頃から18時頃まで人が動いているなかで、レクチャーをどう行うかという点で、現実の問題として難しいところがあります。

田村：

事務的に時間の制約でできないというなら最初からレクチャーなど書かないほうがいいのではないのでしょうか。認定証を郵送してあとは自由に利用して下さいということにしたらいいのではないですか。ゴミを捨ててはいけないとか、注意して利用しましょうというレベルのことは世間の人は皆知っていることであります。

そんなことをレクチャーするのではないはずです。マンツーマンでのレクチャーはもっとレベルの高いものであるはずです。それを時間がないからといって認定証を郵送すれば、例えば認定証を他人に横流しするようなこともあり得ると思います。

長嶋座長：

これを義務とするか、原則とするかでニュアンスが違う話であり、ここはまだ議論を積み重ねるべき課題であります。ほかにあればどうぞ。

森と人のネットワーク・奈良・岩本：

6頁の一番下の項目で「当該地域に求められるガイドの資質は、既設の試験、資格等で一般的に求められていること…」とありますが、これが前提ということですか。こういうやり方をしていますと、いわゆる賢い子ばかりが山岳ガイドや自然体験をさせることになると思いますが、それは違うと思います。大台の気象や自然に関する講習を開いてもらって、受講すればそれでガイドとして認定するような仕組みにしてもらわなければ、例えば退職した後で山岳ガイドをしたいという人にとっては資格の取得は難しくなる。これは一つのお願いであります。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

一つの案であります。先程の森さんの話に関連して、認定証を下山後に回収することによって、遭難していないことを確認するような仕組みが考えられないのでしょうか。ご検討いただきたい。

田村：

これを本当にやるのであれば、環境省はビジターセンターに当直者を置いて24時間体制で取り組む必要があると思います。資料にも利用調整の時間は終日と書いてあります。

環境省近畿地方環境事務所長：

利用調整の時間が終日というのは認定を受けるべき時間帯は終日何時に入山しようとその対象となるという意味であって、夜間の許可をどうするかということについては別の次元の問題として存在してしまっていて、例えば夜間に入山したいという申請が出たときに許可するのか、それはどういう考え方、基準で許可するのかというルールの話であります。

田村：

それは承知しています。先程柴田さんがおっしゃったように申請したルートから外れればペナルティとおっしゃった話は全くナンセンスで、天候や体調に応じてルートを変更することは山では普通にあることで、それがペナルティの対象になるとすればとんでもないことになります。私は「入る日」を規制するが、入ればある程度自由であるべきと考えます。これは世界中の国立公園もそういう発想であります。入山規制というのは厳しく規制するというものではなく「待たせる」というものであります。そして入ったらかなり自由なのであります。それは日本人よりもモラルが高いからできることかもしれませんが、日本人もそうなるべきだと思います。

環境省：

コースから外れたら全て違反というのではなく、正確には「偽りその他不正な手段により」ということなので、その辺は法の解釈の部分になりますが、必ずしも全てが違反ということではありません。

田村：

申請にはコースは書かせるのですか。

環境省：

申請の様式ではコースを書かせることになっています。

田村：

それは事と次第によって変更することになってもペナルティにはならないのですか。

環境省：

偽りということではなければそうであると思います。

長嶋座長：

悪質な行為があったかどうかということが一つの判断にあるものと思います。

まず我々は環境の質を損なうことについては悪質とみなすという基本的精神を持っていたいし、その方向で運用したいと思いますが、裁判とかそういうものではまた別の基準がでてくるかもし

れません。

奈良県山岳連盟・梅屋：

1つは入山にあたってガイド同行の義務付けはある程度の汎用性を持たせていただきたい。例えば中ノ滝を登る場合など、ガイドが同行する形は困難であると思いますので、そういう場合を考慮した措置として頂きたい。

2つめは月に何回も、あるいは年に何回も来る場合の認定の方法の問題で、その都度というのは問題があると思います。それは利用料を徴収するというのでありますので、一定期間の何回分かをまとめて申請できるようにして、その手続きは1回分というかたちの運用を考えていただきたい。

3つめは、大原則として一定の自由な形の入山をある意味で規制することであり、それに罰則が伴っていることで、基本的に雁字搦めにする運用は好ましくないと考えます。できるだけ自然と人間は共生するというなかで考えて、できるだけ規制は少なくして、必ず事前に申請して認定して、1日の最大利用数が100人なら100人に到達しないというところだけをしっかりと管理するシステムで運営をして頂きたい。

もう一つは何ヶ月前に届出をする必要があるか。常識的には私はできるだけ短いほうがよいと思いますので2～3週間前までには時間の設定を頂きたい。

奈良県勤労者山岳連盟・前：

先程議論になったガイドを付けた場合の利用に関して、6頁をどう理解すべきか確認したい。いわゆる個人の利用とガイドを付けた利用に種類分けをして、ガイドを付けた場合に、どんなガイドかという問題があります。資料は、このようなガイドを付けて利用しますという申請を出したときに、環境省なり指定認定機関が認定するための基準を示しているのですか。

環境省：

ご質問の部分の趣旨は、まず上の2～3点は、ガイドの同行を義務付けるべきか、義務付けるべきでないかという利用適正化計画に載せる前の段階の話で、これまでの議論を踏まえるとガイドの同行が望ましいが、ガイド制度が確立していないこと、また登山利用など必ずしもガイドを利用しない形態もあるということを書いています。次に下の項目については、ガイドを考えたときの考え方を書いている、一般的に求められる資質もありますが、その他に西大台や地域に関する理解も不可欠であるということを書いています。いろいろなことをまとめて箇条書きにしていますので分かりにくくなってしまいましたが、そういう趣旨であります。

長嶋座長：

これは今後大事な話であります。どういう形に質の高い利用をするかというときに、原則をどこに置くかという話であります。現在それが図れるかどうかは次の問題であります。私は原則ガイド同行を義務として、例外として、その人がガイド同行でなくても質の高い利用ができると認定される場合は例外として認めるくらいの基準が本来のあり方ではないかと思いますが、ここは原則をどう設けるかということはきちんと議論しておきたい。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本：

先ほど、滝登りの取り扱いについて意見が出ましたが、この規制は歩道から外れないことが原則ではないのですか。そうすれば西大台を回るルートには滝登りをするところはありません。環境省は歩道以外のルートである千石嶮、シオカラ谷に登る人にも許可を出すのでしょうか。

環境省：

公園計画の利用計画に位置づけられていないルートについては、当然申請をする必要があります。そして内容を審査した上で問題がないと判断すれば許可することになります。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本：

そうであれば道から外れて歩くと荒れるという考え方は除外するというのでしょうか。

環境省：

基本的には利用計画で定められた歩道を利用とすることが原則であります。例外的に質の高いふれあい利用等のために歩道から外れて歩くことをどう扱うかについては今後議論のあるところであると認識しています。

田村：

千石嶮、中ノ滝などのクライマーの実態については、ご存知のように昔からルートもありますし、クライマーの数は知れています。私はさしたる生態系破壊にはならないのではないかと思います。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本：

実際に崖登りをされている方や本格的な登山をしている方は質も良い。そういう意味では、私も入っても問題はないと思います。しかし、これまでの議論では歩道の複線化の議論も出ており、道から外れることに許可を出すのかということに疑問を持ったということでございます。

長嶋座長：

全てに原則があって、多少は例外があるかもしれないが、その多少の範囲は緊急避難的な範囲であると思います。あとは運用の話であると思います。

ほかにあればどうぞ。

吉野熊野観光開発（株）・仲川：

山の上で商売をしている関係から、これから電話予約が入ってくる季節になりますが、西大台に入ろうと思いますと今年からガイド同行でなければならなくなるのでしょうか。私どもは電話対応で説明する必要があります。既に大台は車では入れないところというイメージを持っておられる方もおられますし、その上にこの利用調整地区が設定されますと、その考え方は結構であります。大台へ登ってくる入山者が減ってくるような傾向に思えます。ビジターセンターもかつては宿直もあったのに今は2人体制で夜間は無人であります。今、山上に夜間常駐しているのは大台荘だけです。会社も赤字続きで人員削減を図っているなか、今の体制で夜間の管理等担うことは難しい状況にあります。規制を導入する時には、その辺は環境省なり村なりでカバーし

ていただけるものなのか、十分ご配慮いただきたいと思います。

長嶋座長：

基本的に誤った情報を流さないということには十分配慮する必要があります。また質の高い利用をするということは、むしろ質の高い客が来てくれることに繋がる形での運用になるのだと思いますし、そのためのアピールも誤解のない形でやらなければいけません。

それから今後、パークレンジャーも含めて、きちっとした形での西大台に関する環境省の関与責任がでてくるので、ご心配の向きは恐らく前向きに改善されるものと思います。ですが、そういう懸念があるということはここで押さえておく必要があると思います。

奈良県農林部森林保全課・杉本：

前回もお願いしたと思いますが、今回もビジターセンターの件については何の話もなく、今日始めてこの資料を見せていただいております。例えばp6、p7に「ビジターセンターにおいてレクチャー」、「ビジターセンターを拠点に」というような言葉がでてきています。ビジターセンターはハード面の施設は環境省の財産であります。人が出入りするフロアは現時点で奈良県が全面的に借用している部分であります。そして環境大臣の同意を得て奈良県が博物展示事業として2名の県職員をおいて実施しています。フロアの管理者であり博物展示事業を実施している事業の執行者である奈良県が他の構成員の方と同じ時点でこの内容を知るのは、非常に不具合であると思います。吉熊観光さんがおっしゃっていたように奈良県としては事業を縮小してきていて、この何年来「奈良県は大台の自然再生にはついていけないので、環境省に主体的にやってもらいたい」と言い続けています。資料には「環境省が主体となって」とは書いてありますが、実際には奈良県がフロアを管理し、博物展示事業を実施しているからには、平成19年度にこの規制をスタートするのであれば、吉熊観光さんも同じ心配をしておられると思いますが、この規制に対して、我々はどう対応すべきか、山を下りるべきなのか、あやふやな状態にあります。事前にそういう話し合いをする場を設置することを以前からお願いしていますが、それがなくままにこういう資料がいきなり出てくることは非常に残念であります。

環境省：

大変ご無礼をいたしました。事務の手続きに不備があったこととお詫びします。今後、きちっと手順をふんで進めていきたいと思います。

長嶋座長：

審議会等を通して設定が決まった後にどう運用するかということは、ここにいる皆様は全員が当事者でありますので、今こうした計画をスタートすれば終わりではなく、スタートした後が大事なので、そういう認識でよろしくお願い致します。

ほかにあればどうぞ。

日本山岳会関西支部・篠崎：

先ほど、1団体なのか、1グループなのかという話がありましたが、1団体をさらにグループに分けてもよいということになると、例えば大型バスを連ねてきてグループ分けをしても、実際には

大量の人間が入って破壊することになりかねません。山岳団体もたくさんあってなかには数百人から東京には会員が千人を越える大きな団体もあります。大台ヶ原は関東の人間にも魅力のある山であり、バスを運んできてもグループ分けしてもかまわないとなるとことは懸念されることで、やはりシビアにグループで規制すべきであると思います。例えば東北の山の事例では1団体をグループで分けたが、結局頂上で合流して数十人で酒盛りをして騒いでいるような事例も多くあります。そういう危険性は高いと思います。

奈良県山岳連盟・梅屋：

それを言い出すと、最適な人数とか形態はどういうものを議論しなければならなくなります。それができないから、原案のようなアバウトな形で調整しようということになっているのではないのでしょうか。

日本山岳会関西支部・篠崎：

しかし、私は先ほどの例にあるように1つの団体で50人も60人も入ることについては慎重に考えるべきであると思いますので、ここでは問題提起しておきたいと思います。

もう一つは利用調整地区ということでもしっかり登山道を整備してほしいという意見もありましたが、原生的自然を守るということですので、基本的には登山道であって観光道路ではないので基本的には自己責任で、物理的な整備は最小限にお願いしたいと思います。

長嶋座長：

団体の取り扱いについては重要な問題であると思いますので、ワーキング等でしっかり詰めて次回に提案できる状態にしたいと思います。

奈良県勤労者山岳連盟・前：

どういう団体を想定するかにもよりますが、いわゆる営利団体のツアー会社では、ここにもありますように18名くらいが採算ベースだと思います。15名程度を上限にするということは、ここでは最初からこういうツアーは締め出すということですか。

田村：

おっしゃることはよく理解できますが、肝心の人数の上限についての論議ができていません。資料構成は3頁の1)が団体、2)が上限人数の話であります。これは逆ではないでしょうか。人数の上限を決めて、その中で団体をどう取り扱うかという手順で考えるべき問題であります。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉：

例えば上限を1日あたり50人にしたとき、旅行社が全てを占めてしまい、個人の登山客が締め出されるようなことも考えられます。そういう場合の取り扱いについても検討する必要があると思います。

長嶋座長：

いろいろな議論をありがとうございました。本日の論議では総量規制をするのか、ピークカット

なのかという点で熱心が議論を頂いた。しかし、やはり総量を考慮する必要があるということについては否定できない議論であると思います。そうしたときに問題は、今回スタートするに当たって設定する人数が固定的ではないということを前提にして、質の高い利用として想定される人数設定であれば大方ここにおられる皆様が納得できる案が2つくらいには絞れるのではないかと思います。それをできればワーキングで議論して皆様に提案できるような形にしたいと思います。その時には、この場に来て始めて知ったということがないような形で議論をしたいと思います。その上で皆様から意見を持ってきていただいて、こうした皆様が集まった協議会の場で最終決定できるような方法で進めていきたいと思います。環境省もそれでよろしいですね。

では次に資料2について説明をお願いします。

(事務局より資料2「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領(改正案)」を説明)

(異議なしの声)

長嶋座長：

では、本日の議題は以上でありますので、フロアの方からご意見があれば、どうぞご発言をお願いします。

(傍聴者意見)

傍聴者A：

長嶋座長もおっしゃっていたように原理原則を守ってお願いしたいと思います。もともと何のために行うかといえばワイズユースのためでありますので、その辺を踏まえてよろしくをお願いします。

傍聴者B：

議論を聞いていますと、登山者だけの山にするような印象を受けます。しかし私はいろいろな大台ヶ原のすばらしさ、自然の大きさを知っていただきたい、体験していただきたいと思います。従って、一般の山に馴染んでない方にこそ来ていただいて、自然の大きさやすばらしさを理解し体験していただけるようなことを考えていただきたい。我々村に住む人間としては山をいかに利用していきたいかというのが率直な思いであります。

傍聴者C：

今、ご発言にあったような利用を歓迎していくことには反対の意見を持っております。ドライブウェイが開通して以来の大台ヶ原の見てきたものとして、今の大台の姿は非常に心が痛みます。今回の利用調整地区の取り組みについては大変希望を持って期待しております。地域振興ということもとてもよく理解できますが、理念をもってお願いしたいと思います。

長嶋座長：

ほかにありますでしょうか。なければ以上で終わりたいと思います。

環境省：

どうもありがとうございました。本日の意見を踏まえて、次回の協議会は5月を目標に開催したいと思います。開催については改めて案内させていただきますのでよろしくお願い致します。

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官）

（省略）